

平成29年度第1回

通算第29回

函館市個人情報保護運営審議会会議録

開催日時	平成29年10月31日（火曜日） 午後1時30分
開催場所	市役所8階第5会議室
議 題	1 会長および副会長の選出について (公開) 2 制度の運用状況について (報告) (公開) 3 その他 (公開)
出席委員	繪面 和子 委員, 木村 暢夫 委員, 木本 裕子 委員 佐藤 敬一 委員, 原 公子 委員, 堀田 剛史 委員
欠席委員	田島 久吉 委員
事務局の 出席者の 職 氏 名	小野 浩 総務部長 小林 利行 総務部次長 三浦 祐一 総務部文書法制課長 橋本 志歩 総務部文書法制課主査
傍 聴 者	報道関係者 1人

三浦課長	ただいまから，第29回函館市個人情報保護運営審議
	会を開会します。
	私は，会長・副会長が選出されるまでの間，進行役を
	務めさせていただきます，文書法制課長の三浦と申しま
	す。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。
	それでは，会議次第に従いまして，進めさせていただきます。
	はじめに，今年3月に，皆様に当審議会の委員に御就
	任いただいてから初めての審議会でございますので，議
	事に入る前に，総務部長の小野から御挨拶を申し上げます。
	す。
小野部長	4月1日付けで総務部長となりました小野と申しま
	す。どうぞよろしくお願ひします。
	皆様には，当審議会の委員をお引き受けいただきまし
	て，また，御多忙の中，御出席をいただきまして，本当
	にありがとうございます。
	また，個人情報保護制度以外にも，普段から市政に御
	尽力をいただいておりますことに，この場をお借りしま
	して感謝申し上げます。
	個人情報保護法制に関しましては，個人情報の保護に
	関する法律，それと行政機関の保有する個人情報の保護

	に関する法律の法改正があり，本年5月に施行しており
	ます。これによりまして，個人情報の定義の明確化，要
	配慮個人情報という類型の新設，非識別加工情報の仕組
	みの導入などが規定されております。
	今後，法改正の趣旨を踏まえまして，個人情報保護条
	例の見直しについて審議会の皆様にもお諮りをしながら
	検討していくこととなります。委員の皆様には，いろい
	ろとお手数をおかけしますが，個人情報保護制度の適切
	な運用のために，今後も御指導，御協力をお願いいたし
	まして，簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます
	ます。
三浦課長	次に，私の方から，委員の皆様の御紹介をさせていた
	だきます。
	函館市個人情報保護運営審議会の委員の任期は，2年
	となっておりますので，改めて平成29年3月1日付け
	で，御委嘱申し上げたところでございますが，今回，鈴
	木委員が御退任され，新たに木村委員に御就任いただい
	たところでございます。
	それでは，お手元にお配りしてございます委員名簿に
	よりまして，順次，委員の皆様を御紹介申し上げます。
	(繪面委員から五十音順に出席委員を紹介)

	なお、田島委員でございますが、本日都合により欠席
	されております。
	以上、委員の皆様のお紹介をさせていただきました。
	引き続き、事務局職員を紹介させていただきます。
	(事務局職員を紹介)
	それでは、次に、議題の(1)会長および副会長の選
	出に移らせていただきます。
	函館市個人情報保護運営審議会規則第2条第2項に
	「会長および副会長は、委員の互選により定める」と規
	定してございますので、委員の皆様のお互選により、会長・
	副会長をお選びいただきたいと思います。
	なお、本日欠席の田島委員からは、選出については出
	席委員の皆様に一任したい旨の了承をいただいております。
	す。
	それでは、会長・副会長の選出の方法ですが、差し支
	えなければ、委員の皆様方の推薦によりまして、会長・
	副会長を決定したいと存じますが、この方式でよろしい
	でしょうか。
	(異議なしの声あり)
三浦課長	御異議がないようですので、会長・副会長の推薦を受
	けたいと思いますが、御発言はございますでしょうか。

原委員	前回同様に，会長には堀田委員，副会長には繪面委員
	をお願いしたいと思いますですが，いかがでしょうか。
三浦課長	ただいま，会長に堀田委員，副会長に繪面委員をとの
	御発言がございましたが，皆様いかがでしょうか。
	(異議なしの声あり)
三浦課長	御異議がないようですので，会長は堀田委員に，副会
	長は繪面委員に決定させていただきます。
	堀田委員，繪面委員には，それぞれ会長席・副会長席
	にお移り願います。
	(それぞれ席に移動)
三浦課長	なお，総務部長，総務部次長につきましては，このあ
	と別の用務が入っておりますので，ここで退席させてい
	ただきたいと思います。
	(総務部長，総務部次長退席)
三浦課長	それでは，これからの議事運営につきましては，審議
	会規則第3条第2項の規定に基づき，会長が議長となっ
	て進めていただくこととなりますので，よろしくお願
	いいたします。
堀田会長	ただいま，僭越ながら，委員の皆様の御推薦を受け，
	会長を務めることになりました堀田でございます。よろ
	しくお願いいたします。

	先ほど、総務部長からお話がありましたが、個人情報
	保護法、行政機関個人情報保護法が改正されたことによ
	り、個人情報保護制度に関する重要事項について、実施
	機関の諮問に応じて調査審議する機会が増えることが予
	想され、審議会の役割がさらに重要性を増すと考えられ
	ます。
	函館市の個人情報保護制度の運用がより一層適正に図
	られるよう、委員の皆様の御協力をいただいで進めてま
	いりたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。
	それでは、次の議題に入りたいと思います。
	はじめに、これからの審議の「公開・非公開」につい
	てお諮りしますが、本日の会議には、特定の個人が識別
	されるような個人情報が含まれておりませんので、会議
	は公開で行うということで御異議ございませんでしょう
	か。
	(異議なしの声あり)
堀田会長	異議ございませんので、会議は公開で行います。
	傍聴される方に議長からお願い申し上げます。
	引き続き会議は公開で行いますが、会議の進行に支障
	のないよう御協力をお願いします。
	それでは、報告事項である議題の(2)制度の運用状

	況について、事務局から説明願います。
三浦課長	それでは、事前に配布しております、A3版の「制度
	の運用状況について（報告）」という資料により御説明
	申し上げます。表紙の次のページ「別紙1」を御覧くだ
	さい。
	はじめに、「個人情報の収集等届出状況」についてで
	ございます。
	この届出は、個人情報保護条例第6条第1項の規定に
	より、「実施機関が、継続かつ定型化して個人情報の収
	集等を新たに行う場合」や、「これまで届け出ている個
	人情報の収集等を廃止する場合」などに、市長宛てに提
	出することが義務付けられているものでございます。資
	料に記載の届出件数は、全ての届出が平成28年度中に
	なされたということではなく、平成28年度以前から個
	人情報の収集等を開始するに当たって、届出が行われて
	きたものに、平成28年度中に新たに届出があったもの
	を加え、さらに平成28年度中の届出の変更・廃止件数
	の増減を反映させ、平成28年度末現在で、各実施機関
	が、継続かつ定型化して個人情報の収集等を行っている
	ものの件数であります。
	本年3月31日現在、平成28年度末現在において、

	市長，議会，教育委員会など，11の実施機関から提出
	済みの届出は，表の右下合計に記載のとおり3,160
	件ございます。
	この左側にあるカッコ内の3,060という数字は，
	前年同期の件数で，表の右の数字，総件数の3,160
	からの差し引きが100ということで，前年より100
	件増加してございます。
	実施機関別の部ごとの増減，それから課ごとの内訳に
	ついては，資料に記載のとおりでございますが，増加の
	主な理由といたしましては，私ども総務部文書法制課の
	「函館市行政不服審査会の委員名簿」や総務部情報シス
	テム課の「指紋および指静脈」，これは執務室の業務用
	パソコンで個人情報などを取り扱う市職員のアクセス権
	限を確認する生体認証用のものがございます。さらに，
	企業局交通部の「交通系ICカードイカすニモカ使用に
	係る乗降履歴」など，新たな事業を開始したことに伴う
	ものでございました。
	以上が別紙1「個人情報の収集等の届出状況」のあら
	ましでございます。
堀田会長	ただいまの，個人情報の収集等届出状況の説明に対し
	まして，各委員から御質問等ございませんか。

	ないようですので、引き続き運用状況について説明し
	てください。
三浦課長	続いて、「別紙2」を御覧ください。
	「平成28年度における目的外利用等の状況について」
	でございます。
	表の説明に入る前に、目的外利用等の制度の概要につ
	いて御説明申し上げます。
	個人情報保護条例第8条第1項および第2項には、実
	施機関は、特定個人情報を除いた個人情報を、収集した
	目的の範囲を超えて実施機関内部または実施機関相互に
	おいて利用してはならないこと、また、収集した目的の
	範囲を超えて市以外のものに提供してはならないことが
	規定されております。
	市の内部において、収集目的の範囲を超えて個人情報
	を利用する場合を目的外利用、市以外のものに提供する
	ことを外部提供と呼んでおります。
	このように制限のある目的外利用と外部提供ではあり
	ますが、条例上、一定の場合に行うことが認められてお
	り、どのような場合かと申しますと、①「法令または条
	例に特別の定めがあるとき」、②「本人の同意がある
	とき」、③「人の生命、身体または財産に対する危険を避

	けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」、
	④「正当な行政執行に関連して目的外利用するとき」、
	⑤「審議会の意見を聴いて公益上必要と認めて外部提供
	するとき」で、これらの場合には、目的外利用や外部提
	供を行うことができることになっておりまして、平成28
	年度におけるその該当事例をまとめたものが、別紙2の
	表となります。
	それでは、別紙2の表の説明に入っております。
	まずは、「平成28年度における目的外利用等の状況」
	の「1 目的外利用」の状況についてです。
	収集目的の範囲を超えて市の内部で個人情報を利用し
	たものでございますが、件数は、18の課において、合
	計127件となっております。
	目的外利用された個人情報の所管課および主な利用内
	容や利用した課は、御覧のとおりでございます。
	この目的外利用の主なものについて申し上げますと、
	財務部税務室市民税担当で保有する、市・道民税の課税
	状況に関する情報を、福祉事務所亀田福祉課や市民部国
	保年金課が、生活保護費支給事務や国民健康保険料の免
	除にそれぞれ利用するなどしております。
	同じく、財務部税務室資産税担当の固定資産の状況に

	関する情報を，国保年金課が国民健康保険料の算定に利
	用するなどしたほか，土地・家屋の所有者の情報を総務
	部総務課が災害時の被災状況確認等のために利用してご
	ざいます。
	財務部税務室から5つ下，福祉事務所生活支援第1課
	が保有する生活保護受給者の氏名等を，子ども未来部子
	育て支援課が子ども・ひとり親家庭等医療費助成制度の
	被保険者資格の取得・喪失の確認に，保健福祉部保健予
	防課が高齢者肺炎球菌感染症や高齢者インフルエンザ予
	防接種の減免が必要な者の実態把握を行うためにそれぞ
	れ利用するなどしております。
	その2つ下の課となりますが，保健所地域保健課と保
	健所生活衛生課に関しては，診療所の開設届や理容所，
	美容所台帳などを固定資産税の賦課業務のために財務部
	税務室が利用するなどしております。
	続きまして，下段の表「2 外部提供」についてです。
	外部提供とは，国や道などの市の外部に，収集目的の
	範囲を超えて個人情報を提供するものでございますが，
	その件数は，21の課において，533，219人分と
	なりました。
	外部提供した個人情報の所管課および主な提供内容や

	提供先につきましても、御覧のとおりでございます。
	このうちの主なものでございますが、表の上から4番
	目の課となりますが、財務部税務室資産税担当では、資産
	等の状況のうち家屋の情報を、北海道が5年ごとに見直し
	を行って作成する都市計画策定の基礎資料のため、北海道
	に提供しているほか、資産等の課税状況に関する情報など
	を税務署や他の地方公共団体などに390,648人分提
	供しております。
	また、その1つ上に戻りますが、財務部税務室市民税担
	当では、主に、市・道民税の課税状況に関する情報などを
	税務署や他の地方公共団体などに41,091人分提供し
	ております。
	その税務室から3つ下の保健福祉部介護保険課では、介
	護保険サービス認定調査票などの情報を、訪問介護等の介
	護サービス計画を作成するために、指定居宅介護支援事業
	者などに対して55,470人分提供しております。
	その2つ下の福祉事務所生活支援第1課では、生活保護
	受給の有無の情報などを、資料記載以外に国民年金法に基
	つき函館年金事務所に提供しているほか、本人の同意を得
	た上でNHKに受信料の減免手続のためなどに12,671
	人分提供しております。

	その下の保健所生活衛生課では、食品衛生法等による営
	業許可台帳の情報などを、函館税務署や農林水産省北海道
	農政事務所などに15,261人分提供しております。
	その3つ下の都市建設部住宅課では、市営住宅の入居申
	込書等の入居者情報を、函館中央警察署などに2,400
	人分提供しております。これは、刑事訴訟法で定める捜査
	関係事項照会ということになりますけれども、その場合で
	も必要最小限の事項にとどめて提供しているところでござ
	います。
	また、その4つ下の企業局上下水道部業務課では、給水
	管所有者の情報を指定工事業者などに、8,769人分提
	供しております。
	以上、「平成28年度における目的外利用等の状況」
	について、御説明申し上げました。
堀田会長	ただいまの、平成28年度における目的外利用等の状
	況についての説明に対しまして、御質問等ございません
	か。
佐藤委員	外部提供について、情報を提供された方が、提供され
	た情報を別の目的で使うということを阻止するような決
	まりや、そのようにならないための方策はありますか。
三浦課長	提供先につきましても、提供された情報の利用につい

	ては制限が加えられております。外部提供したものにつ
	いて、国や道などにもそれぞれルールがございまして、
	その範囲で使うということになります。
佐藤委員	管理がされるということですか。
三浦課長	はい。それを前提として条例で認めているということ
	になります。
堀田会長	提供先が官公庁であれば確実に管理されると思います
	が、企業についても、提供する際には誓約や契約を交わ
	しているということですか。
三浦課長	NHKについても指定工事業者についても個人情報保
	護法の制約がかかります。その上で、契約まではいきま
	せんが、覚書を締結して万全を期しているところでござ
	います。
佐藤委員	わかりました。
堀田会長	その他ございますか。
	ないようですので、引き続き運用状況について説明し
	てください。
三浦課長	続きまして、「別紙3」を御覧ください。
	「平成28年度自己情報の開示等の請求内容と処理内
	容」についてでございます。
	個人情報保護条例では、請求権として、①自己情報の

	開示を求めること，②記録の内容が事実でないときに訂
	正を求めること，③収集の制限に反したときに記録の削
	除を求めること，④目的外利用・外部提供の制限に反し
	ているときにその中止を求めること，以上4つの請求権
	を保障しております。
	平成28年度の請求は，別紙3の表のとおり，全て自
	己，自分の情報を見たいという，開示請求でございました。
	18人の方から請求があり，このうち，10人の方
	に全部開示，5人の方に一部開示，3人の方に非開示の
	決定を行っております。
	一部開示と非開示の決定となった8人の方でございます
	すが，開示にならなかった理由は，8人のうち4人の方が，
	「請求に係る公文書を保有していない」ことがその理由
	となっております。
	残りの4人の方の開示されなかった理由につきまして
	は，別紙3の整理番号順に御説明申しますと，まず，「整
	理番号2」の「戸籍等の請求書ほか」の開示請求でござ
	いですが，函館税務署長からの公用請求によってなされ
	た住民票等の写しの交付申請の請求対象者のうち，開示
	請求をされた御本人以外の氏名，住所などにつきまして
	は，自己情報の開示請求者以外の情報であって，請求を

	行うことができる本人の情報ではない、との理由で非開
	示としたところでございます。
	次に、「整理番号10」の「火災調査報告書等」の開
	示請求でございますが、請求者の居住していた共同賃貸
	住宅の火災に関わる火災調査報告等のうち、請求者以外
	の者の資産の内容が分かる建物の損害額の記載および内
	容品等とその損害額の記載などにつきましては、自己情
	報の開示請求者以外の情報であって、請求を行うことが
	できる本人の情報ではない、との理由で非開示となった
	ほか、火災通報者の住所、職業、氏名、年齢、携帯電話
	番号および供述内容については、自己情報の開示請求者
	以外の情報であって、請求を行うことができる本人の情
	報ではない、との理由とともに、今後、火災調査におい
	て情報提供者との信頼関係が損なわれることで、市の事
	務事業の実施に支障を生ずるおそれがあるとの理由か
	ら、非開示となったものでございます。
	つづいて、「整理番号12」の「住民票の写し等職務
	上請求書」の開示請求でございますが、弁護士の印影に
	ついては、自己情報の開示請求者以外の情報であって、
	請求を行うことができる本人の情報ではない、との理由
	から非開示となっております。

	最後に、「整理番号18」の生活保護台帳の開示請求
	でございますが、保護台帳中の格付け欄等に記載された
	ケースワーカーの所見・今後の指導上の方針を記載した
	部分と福祉事務所の方針を記載した部分等については、
	開示することにより請求者に誤解または予断を与えて今
	後の自立助長等の適正な指導の効果が期待できなくなる
	おそれがあるとの理由から、また、扶養義務照会の回答
	等をもとに、扶養能力調査に関する照会欄に記載されて
	いる扶養能力判断を行った結果については、開示するこ
	とにより扶養義務者のプライバシーや社会生活上の利益
	を損なうおそれがあり、結果として市の適正な行政執行
	を妨げるおそれがあるとの理由から、非開示となっております。
	ります。
	また、平成28度においては、これらの決定に対する
	不服申立てはございませんでした。
	「自己情報の開示等の請求内容と処理内容」につつま
	しては、以上でございます。
	なお、これまでセンシティブ情報の取扱いや個人情報
	の本人直接収集の例外などについて、当審議会の意見を
	お聴きした事項についてとりまとめた例年同様の資料を
	配布させていただきましたので、後ほどご覧いただきました

	いと存じます。
	以上でございます。
堀田会長	ただいまの，平成28年度自己情報の開示等の請求内
	容と処理内容についての説明に対しまして，御質問等ご
	ざいませんか。
	ないようですので，次に（3）その他として委員の皆
	様から何かありませんか。
佐藤委員	5月に法改正がありました，それにより，市内で個
	人情報に関する問題やトラブルなどはありましたか。
堀田会長	法改正後に，市の行政上，トラブルがあったかどうか
	ということですね。
佐藤委員	はい。
三浦課長	個人情報保護法については所管外になりますが，今回
	の改正を受けて，これまでは5,000件を超える個人
	情報を保有する事業者のみが個人情報保護法の適用対象
	でしたが，それが撤廃されたことにより，町会などにも
	適用されるということで相当混乱した部分があったよう
	です。しかし，その辺につきましては，市民部あるいは
	町会連合会の方で啓発冊子を作成し周知を図っておりま
	すので，どうしたらいいのかという声はありましたが，
	特にそれに伴って具体的なトラブルになっているという

	事例はありません。きちんと対応できていると思います。
佐藤委員	町内会の個人情報の取扱いについて、疑問点はどちらに相談すればよろしいですか。
三浦課長	町会連合会にされたほうがよろしいかと思えます。
佐藤委員	わかりました。
堀田会長	ほかにありますか。
繪面副会長	2点あります。1点目は、先に配付された色紙の平成28年度実績の取りまとめについて、分かりやすくてよかったですということです。2点目は、近所の方から、マイナンバーカードをまだ作っていないことは気になるが、しかしマイナンバーカード1枚作ることにより、いろいろなところに情報が漏れるのではないか心配だ、大丈夫なのかということを知りました。それで、現在お持ちの通知カードで間に合っているのでしたら、特に作らなくていいですよとお答えしましたが、そういう受け答えでよろしいでしょうか。
三浦課長	市でも取り扱う職員全てに研修を義務付けるなど、個人番号は慎重に取り扱っております。幸いにも、マイナンバー制度が始まってからこれまで漏えい事故は1件も起こっておりませんが、今後も気を引き締めて対応してまいりたいと思っておりますので、どうぞご安心いただきたい

